

平成 31 年 3 月

お客様各位

豊田信用金庫
国際業務部

海外振出の小切手取立業務の取扱終了についてのお知らせ

いつも当金庫をご利用いただき、まことにありがとうございます。

当金庫では、これまで海外で振出された円建小切手¹、外貨建小切手²の取立業務を行ってまいりましたが、世界的なマネー・ローンダリング規制強化の中で取立業務の継続が困難となり、2019年4月26日(金)をもちまして、本件の取扱いを終了させていただくこととなりました。

つきましては、お手元に英文表示の小切手をお持ちの場合には、受付終了までに当金庫でお手続きいただき、今後、海外から資金をお受け取りの際は、外国送金での受取に変更していただくなどご検討いただきますようお願いいたします。

なお、ご不明な点がございましたら、店頭窓口もしくは下記の連絡先へお問い合わせください。

お客様にはご不便をおかけいたしますが、ご理解ご協力のほど何卒よろしくお願い申し上げます。

1. 海外で振出された円建小切手とは

海外で振出され、日本国内にある銀行を支払場所とする英文表示の円建小切手のことを言います。(例えば、海外でのショッピングの際の税金の還付金(TAX REFUND)、外国から支給される年金受給などのために振出される小切手のことです。)

2. 外貨建小切手とは

海外で振出された外貨建ての小切手のことを言います。

【お問い合わせ先】

豊田信用金庫

国際業務部：0565-36-1381

以上